

11・8 大阪府・労働局交渉

11月8日(月)、昨年に引き続き大阪府・労働局との交渉を行い、13名が参加しました。



労働局交渉



大阪府交渉

大阪府

- 要請項目
- ①「介護職員処遇改善交付金」を継続・拡充し安定的な人材確保を行うこと。
 - ②誰もが尊厳ある介護を受けられるように、制度の改善を行うこと。
 - ③介護職の医療行為を進めないこと。

参加者発言

- ・交付金で時間給がアップしたり休業補償などされたが、交付金は働いてないと出ないので、キャンセル時の休業補償が出ない。
- ・交付金は一時金として出されたので、直接の待遇改善と感じられない。
- ・みんな時間給が上がるとよこんでいたが、交付金が二年半の制度なので一時金となった。
- ・研修は受けたいけれども受けられない、事業所が(研修費)出してくれたら受けられる。
- ・交付金でヘルパーは時間給10円アップしたが昨年のみ、毎年上がると思ってたが一時金になった。
- ・小さな事業所は交付金を申請していないが、申請しないことに対してどうしていくのか。
- ・大阪府として府民の介護をどうしていくのか。この前利用者から「ほとんど自分で出来ない状況になった時、このままのたれ死んでいくのか。」と言われた。私たちヘルパーでは、解決できない。府としてどうしていくのか考えてほしい。
- ・労働者の募集をしても来ない。動くヘルパーがいないので、仕事も断っている。ずっとちゃんと働ける条件だと働くが、そうはなっていない。

大阪府は、「交付金について二年半の制度となっているが、知事も将来を展望できるよう24年以降も継続できるよう国に求めていくと言っている。」と回答しました。しかし、その一方で『大阪府における歳入歳出改革』で老人福祉施設運営助成費・老人福祉施設等整備助成事業を他府県並みに見直すとしています。大阪府作成の国への制度提言には、「大阪府では、75歳以上の要介護・支援認定率が全国1位、独居高齢者率が11位である」ことが明記されており、このような状況を分かっているながら削減するのはおかしいと追求されると、「これはまだ決まったことではない。」回答しました。

労働局

要請項目

- ①労働基準法等関係法規を遵守するため、介護施設・事業所に指導を徹底すること。
- ②労働安全衛生法を遵守するため介護施設・事業所に指導を徹底すること。

参加者発言

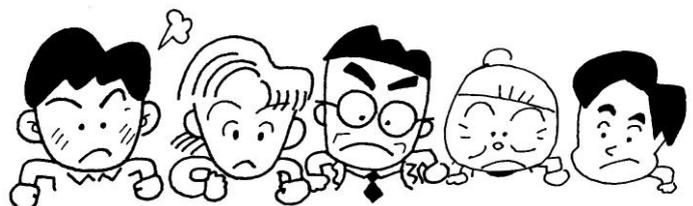
・自分の事業所では、移動時間に1時間以上かかる場合は、いったん家に帰るように言われている。利用者から利用者の移動は労働時間と定められているが、家から利用者宅までは通勤とみなされ労働時間とならない。このような働き方をしているヘルパーは多く、1時間半拘束されても一時間分しかでないのが最賃を割っている。

・移動時間をしっかり出してほしい。雨の日も、風の日もどんなにしんどくても私たちは移動しないと仕事ができないのになんでその時間が通勤なんですか。

・登録型という働き方を認めたのは国、今の法律が登録型ヘルパーの働き方に合っていないのだから、法整備をしてほしい。

労働局では、特に登録ヘルパーの移動時間も含めた労働時間管理と、それに伴う年休所得や雇用保険加入の問題について話が集中しました。また、監督・指導のなかで、事業所の年休の認識が甘いと指摘していましたが、担当者が、登録ヘルパーの年休取得について説明するのに、四苦八苦する場面もありました。

交渉を終えて参加者の感想



- ・登録ヘルパーの賃金体制ができていない。全体的に変えていかないといけないと感じた。
- ・なかなか実態が分かってもらえていない。もっと登録ヘルパーに参加してもらって実際の話をしてもらえるといい。
- ・登録ヘルパーの労働時間をどうとらえるかが問題。行き帰りだけが通勤で、その他は保障されるようにしたい。
- ・大阪府独自でやろうとする姿勢がないと感じた。単産での独自交渉でも追求していきたい。
- ・府独自の施策に対する追求が必要。労働局は、現行でもやれることがあるはず。

介護なんでも相談110番

11月11日「介護の日」には、全国的に介護なんでも相談を行います。

大阪は、11日に宣伝行動(なんば高島屋前)、23日(祝)に介護なんでも相談に取り組みます。

参加・ご協力よろしくお願ひします。